

店舗イメージアップ支援事業

事例	判定	備考
備品、設備のみの導入及び改修 (トイレのみの改修、手洗い場のみの改修、ドアのみの改修、シャッター修繕、 <u>駐車場の舗装・コンクリート舗装(外構工事)、バリアフリー化</u>)	×	
店舗改修(内装工事)に附帯する備品、設備の新規導入 (備品設備の購入費が店舗改修費を越えない場合)	○	新規導入のみ対象とする。備品の改修は対象外。
自己所有の土地に店舗を新設(建築)する	×	
過去に本事業を使用して改修した店舗の再改修(同一事業者が行うもの)	○	事業拡大につながるもの
過去に本事業を使用して改修された店舗の再改修(新規事業者が行うもの)	○	
店舗から離れた場所への案内看板等の設置	×	原則敷地内とする。
既存の看板のリニューアル(大幅なデザインの変更)	○	
エアコン等の備品設置のみの改修	×	
店舗の改修(内装等のイメージの変更)に附帯してエアコン等設備の改修(新設のみ) ※机等の備品は対象外	○	附帯設備の金額が店舗改修費を超える場合は対象外。
飲食店・製造小売店等の食器洗い機等の購入	×	
店舗シャッターへの店名又はロゴの塗装	○	
汎用性のある物品・備品の購入(棚、椅子、机、アクリル板、空気清浄機、アルコールディスペンサー等)	×	
家具工事(椅子、机等)	×	
倉庫の改修(精米施設のある倉庫、加工食品の保冷库として用いる倉庫等、商業活動が行われない施設)	×	
新規開店に必要な空き店舗の改修(契約書の取り交わしや一時金の支払い等を行っておらず、相談時に内諾をもらっている)	×	
看板の設置(季節によって内容を変えて提供する。そのことをPRするために取り外し可能な店舗看板を設置し、それらメニューを時期ごとに変えてPRできるような看板を設置した)	○	